

白井市生活支援体制整備事業における協議体（ふれあい会議）へのグループ活動費支給要領

1 趣旨

介護予防・日常生活支援総合事業においては、住民等多様な主体が生活支援・介護予防サービスを創出実践することが求められている。第2層協議体と位置づけているふれあい会議では、小学校区単位でグループを構成し、高齢者の見守りや支え合いのためのモデル的な実践を行っているが、実践に当たって、各種経費が必要となることがある。実践に必要な経費を、グループ単位で支給することによって、多様な主体が、自主的にモデル実践に取り組めるように支援する。

2 支給の条件

原則、下記条件を満たすグループに活動費を支給する。活動費支給の決定に当たっては、市と社会福祉協議会が協議する。

- (1) 地域ぐるみネットワークふれあい会議に属するグループのモデル実践であること。
※ 定例会議の毎月参加は義務ではなく、生活支援コーディネーターが別途会議に出向くことも可。ただし、最低年2回程度は定例会議に参加し、活動状況を報告すること。
- (2) 生活支援・介護予防サービスに関連する取組みであること。（地域サロンの開催、見守り、安否確認、外出支援、買い物、調理、掃除などの家事支援、地域高齢者の見守りや支え合い全般）
- (3) 広く地域の高齢者が対象となる取組みであること。
- (4) 外部団体から助成金や活動費の支給を受けていないこと。
- (5) グループ内でモデル実践中の窓口となるグループリーダーを定めていること。

3 支給額、対象経費及び期間

(ア) 支給額

年30,000円（限度額） 原則として月2,500円

(イ) 対象経費

実践に使用する消耗品等の購入費用・燃料費・会場費用・コピー代・保険料・担い手に対する賃金など（事業化する場合に想定される単価とし、有償ボランティアの範囲とすること）

(ウ) 期間

1つのモデル実践（テーマ）について、支給開始から2年間

4 手続き

- ・事前に、活動内容と活動費用の内訳を記載した申請書を社会福祉協議会に提出。
- ・市と社会福祉協議会が協議し、支給の可否及び支給額を決定。
- ・社会福祉協議会から活動団体へ支給の可否を通知し、活動費を支給。
- ・当該年度内に活動実績及び活動費収支を社会福祉協議会に提出。余剰金は原則として返還する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

